

第三次南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン)進捗状況報告 (令和4年度分)

令和4年度から令和13年度までを計画期間とする第三次南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン)は、「すべての人が互いを認めあい、共に支えあう、黄金南風の平和郷」をキャッチフレーズに、憲法の保障している基本的人権の尊重と男女平等を基本理念に、男女共同参画の実現を目指すため、5項目の基本方針を定め、それぞれの基本方針を基に具体的な取り組みを実施しています。

また、第三次南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン)で定めた実施事項の取り組みについては、毎年度評価・検証を実施することになっており、令和4年度の評価・検証結果をとりまとめましたので、次のとおり報告します。

I)基本方針の進捗状況

実施計画の取り組み事項の進捗状況を次の4段階に分けて評価しました。

(A.実施できた B.概ね実施することができた C.一部しか実施できなかった D.実施できなかった)

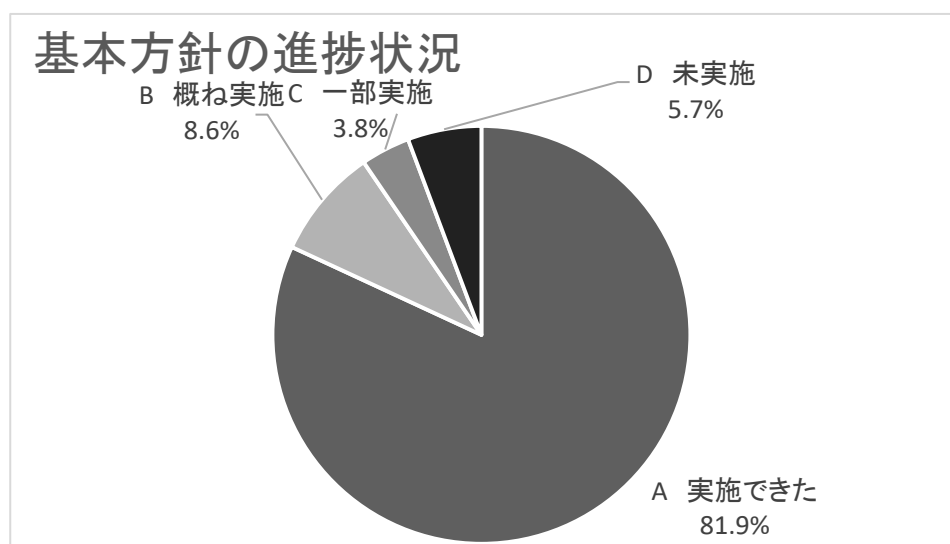
まじゅんプランの基本方針(施策数)	A 実施できた	B 概ね実施	C 一部実施	D 未実施	計
1. 男女共同参画への意識づくり(13)	14	0	2	0	16
2. 女性活躍のための方策の推進(13)	22	2	2	5	31
3. 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実(16)	23	3	0	0	29
4. 仕事と生活における男女共同参画の推進(16)	21	4	0	0	25
5. 多様性の視点を踏まえた平和への貢献と多文化理解の推進(6)	6	0	0	1	7
実施項目(64)	86	9	4	6	105

※施策数(実施項目)と評価の数に相違があるのは、一つの項目が複数の課にまたがるため。

II)評価結果

令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じながら各事業に取り組んできました。その結果、A評価は81.9%、B評価は8.6%、C評価は3.8%、D評価は5.7%となっており、A評価とB評価を合計すると90.5%で順調に事業実施していることが確認できます。また、D評価については6項目ありますが新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業が実施できなかったため、引き続き計画を推進できるよう努めてまいります。

男女共同参画社会を実現するための解決すべき課題は非常に多岐に渡るため、今後も引き続き周知・啓発等を実施し、一人一人の意識変革と、行政、町民、民間企業、地域団体等が一体となって取り組んでいく必要があります。



第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
方針1. 男女共同参画への意識づくり						
(1)男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進						
①多様な媒体を通じた広報・啓発活動	ホームページやSNS等の様々な媒体を通じて、男女共同参画の重要性及び必要性について、広報・啓発を今後も継続して行います。また、子どもから大人まで分かりやすい情報の発信を行います。	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～及び概要版をホームページに掲載した。 パネル展においてまじゅんプランのダイジェスト版で作成している4コマ漫画を掲示し、子どもが理解しやすいよう工夫した。 男女共同参画週間のパネル展の開催についてホームページやLINE等に掲載し、広報・啓発活動を継続して行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども向けに分かりやすく解説した男女共同参画計画についてパネル展等で4コマ漫画の掲示等を行ったが、情報発信について工夫が必要である。 情報発信に関し、ホームページ以外にも新たな広報媒体の活用を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、子どもから大人まで町民の周知度と、理解を深めていくために町の公式LINEの活用など、新たな広報媒体活用について検討していく必要がある。 	A
②男女共同参画週間等の機会を通じた啓発	第三次男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知を図るため、計画のダイジェスト版による周知・広報啓発を行います。また、講演会などを開催し計画の周知を図ります。	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間（6/23～6/29）の期間にイオン南風原の「南風原ギャラリー」や役場ロビー等にてパネル展を開催しました。 町の広報やホームページにおいても男女共同参画週間を周知するページの公開を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ショッピングセンターや役場等のパネル展示だけでは、学生等への周知が不足してしまうため、学生や児童生徒にも周知する機会を増やしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒への講演会を開催するなど、ジェンダー平等の学習機会の検討をしていく。 出前講座等、学生向けに周知を行う機会があれば積極的に参加する。 	A
③第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知	第三次男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知を図るため、計画のダイジェスト版による周知・広報啓発を行います。また、講演会などを開催し計画の周知を図ります。	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> パネル展やホームページ等を通じ、第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～のダイジェスト版による、周知・広報啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、イベント等における講演会等の開催ができず、周知・啓発活動が不十分であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもから大人までの周知及び理解を深めるため、新たな広報媒体の活用等も検討する。 	A
④SDGsを踏まえたジェンダー平等の啓発・理解	SDGsが目指す17の目標のうち、目標5にあたる「ジェンダー平等の実現」について周知・広報を行うほか、SDGsの目標達成に向けた取組の普及啓発と理解を図ります。	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～にSDGsとの関係性について記載した。 SDGs目標5の「ジェンダー平等の実現」に向けて、男女共同参画週間パネル展を開催した。 ホームページや広報はえばるを通じて、パネル展の周知・広報を行った。 南風原高校への出前講座（11/9実施）により、「男女共同参画社会について」の講座を実施し、高校生へ講座を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダー平等の実現についての普及啓発の際に、SDGsの観点も含めた普及啓発に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な開発目標であるSDGsの視点を今後の広報活動にも取り入れ、また、出前講座の依頼等に積極的に対応し、学習の機会を設ける。 	A

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
⑤SNS等を活用した男女共同参画情報誌の発刊	男女共同参画に関する情報、事例紹介等の新たな情報発信手法として、SNS等を活用した男女共同参画情報誌を発刊し、男女共同参画が町民によりわかりやすく、より身近に感じられ、より情報を入手しやすくなるように図ります。	企画財政課	・情報誌を発刊することができなかったが、パネル展開催や相談窓口、また新たな制度である「AV出演被害防止・救済法」の周知など、ホームページ、LINE等での周知を行った。	・情報誌の発刊にあたっては、男女共同に関する情報を身近に感じられるよう取り組む必要がある。	・SNS活用による男女共同参画情報誌発刊に向け、方法や媒体等について先進地事例等を調査研究する。	C
⑥男女共同参画「Q&A」の町ホームページへの掲載	男女共同参画に関する基礎知識の普及を図るため、男女共同参画についての趣旨、必要性、事例などをQ&A形式でホームページに掲載し、町民によりわかりやすく男女共同参画について伝えていきます。	企画財政課	・Q&A形式のホームページ掲載については「AV出演被害防止・救済法」についてのみとなった。	・町民に分かりやすく伝えるため、質問内容について精査する必要がある。	・理解を深めてもらうための質問選定を行い、周知に努める。	C

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
(2) 人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実						
① 幼児期におけるジェンダー教育の推進	子どもの成長・価値観の形成に大きな影響を与える幼児期において、家庭との連携のもと、保育所や幼稚園で固定的性別役割分担意識を植え付けない教育を推進します。	こども課	<ul style="list-style-type: none"> 宮平保育所運営事業や園児の保育において、家庭との連携のもと、固定的性別役割分担意識を植え付けない教育の推進。 性別に関係なく児童を「さん」付けて呼ぶなど、園内研修の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も児童らの成長に応じて、性別役割分担意識を植え付けない保育を実施していく。 	A
		学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園では名前を呼ぶときは「〇〇さん」で統一して男女分けしない。また、ゴムぞうりも男女で色分けせず、クラス単位で色分けを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続した取組とするために、職員間の引継ぎ、年度始めに確認することが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 年度始めにおいて、これまでの取組内容について確認し、継続して推進していく。 	A
② 児童生徒へのジェンダー平等の学習機会・学校生活の推進	<p>道徳の時間や総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、固定的性別役割分担意識を植え付けないジェンダー平等の学習機会や学校生活を推進します。</p> <p>また、LGBT等、性の多様性について理解するための人権教育について、子どもの発達段階に応じた取組を推進します。</p>	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において道徳教育推進教師、人権教育担当が計画的に推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に推進していくために、若手教員や中堅教員の育成が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 若手教員や中堅教員育成のための研修会への参加促進や外部人材を活用した取組の推進を図る。 	A
③ 主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進	<p>次世代を担う子どもたちが性別に捉われないことなく、それぞれが望む進路を主体的に選択でき、幅広い分野に進めるよう、適切な進路指導やキャリア教育の推進を図ります。</p>	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 「学校応援隊はえばる」など地域ボランティアを活用し、キャリア教育・進路指導の計画を立案し、職場体験学習等において指導している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ボランティアの活用だけでなく、各教科等横断的・総合的な計画を編成し取り組むことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校における教育課程の点検・見直しを行い、カリキュラム・マネジメントを通してキャリア教育の推進を図る。 	A
④ 保育、教育関係者に対する男女共同参画に関する研修の充実	<p>保育士や教職員等の関係者に対して、男女共同参画意識の更なる高揚を図るため、研修機会の充実を図ります。</p>	こども課	<ul style="list-style-type: none"> 性別に関係なく児童を「さん」付けて呼ぶなど、園内研修の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も児童の成長に応じて、性別役割分担意識を植え付けない保育を実施できるよう、研修を継続していく。 	A
		学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園や小・中学校の教職員に対して男女共同参画等の研修を実施。 保護者に対しても同様の研修会の機会をもうけている。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続した取組とするために、職員間の引継ぎ、年度始めに確認することが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修の機会の充実を図ると共に、施設訪問等を通して、参画意識の高揚に努める。 	A

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
⑤学校教育での人権教育等の推進	人権ガイドブックの活用をはじめ、道徳の時間や平和学習、総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、学校教育において多様性を認め合える人権教育やDV等の教育を推進します。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 教育計画の中で「人権教育計画」を立案し実施しています。人権擁護委員によるいじめ防止授業などの実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育計画に基づいた授業は実施しているが、日常化につなげる取組について検討・見直しが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育計画に基づいた人権教室等の実施を通して、日常化につなげるために児童会・生徒会活動の充実を図る。 	A
⑥人権の尊重を踏まえたメディア・リテラシーの推進	情報化社会の中で、人権を尊重した情報モラルを身につけられるよう、SNSやインターネットの活用に係るメディア・リテラシーについて、人権尊重の観点を踏まえた情報モラルの周知と指導を行います。	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間(6/23～6/29)において、パネル展を開催し、メディアリテラシーについてのポスターを掲示し、広報・啓発活動を行った。 メディアリテラシーについてのポスター展示を行い、広く町民に広報・啓発活動をすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> メディア（SNSやインターネット等）が発信する情報を男女共同参画の視点から読み解くための視点等について引き続き周知・啓発等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> パネル展やホームページ等において人権尊重の観点を踏まえた情報モラルについて周知する。 	A
		学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止を例題として、SNSなどの取り扱いなど、ネット情報について、授業や講話の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 情報教育計画や人権教育計画と連携した取組となるよう検討・見直しが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> SNS等メディアリテラシーについては、情報教育だけでなく人権教育や各教科の指導においても関連つけた指導を行う。 	A
⑦性教育・思春期教育の推進	すべての人がともに性に関する正しい知識を持ち、命の大切さや親になることの意義、人権尊重について理解と認識を深めるため、発達段階に応じた性教育・思春期教育を推進します。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 小学3年生以上の児童・生徒に対し保健体育の時間を活用して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み等長期休暇前に、性に関する指導を行うと共に、保護者向けの講話を行うことも必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健師等専門的立場にある方を講師として招聘し、児童生徒だけでなく保護者向けの講話を実施していく。 	A

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価	
方針2. 女性の活躍のための方策の推進							
(1)政策・意思決定過程への女性の参画拡大							
①審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上	審議会・委員会委員の選任について、男女を問わず幅広い人材の登用を図ります。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、女性委員比率の向上に向けて積極的に取り組みます。	全課	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 特別職報酬等審議会委員について、男女の比率を50%で選任し、議員報酬について様々な視点からの意見を得た。（女性委員3人/6人中） 南風原町防災会議については、幅広い人材の登用を行い、各専門分野の意見をもとに地域防災計画の修正を行った。（女性委員1人/13人中） 	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命に関しては、条例で定められているものが多いことから、男性の比率が高い傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員の選任方法について、女性委員の比率を高めることや多様な意見を集約できるよう努める。 	A
			企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画等審議会（女性委員6人/14人中） まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（女性委員2人/10人中） 男女共同参画推進会議（女性委員6人/9人中） 男女にとらわれず幅広い人材の登用を行ったため、女性委員の比率が高くなっており、男女にとられない様々な意見を取り入れることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、幅広い人材の登用により、政策・意思決定過程への多様な視点や考え方をまちづくりに反映させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き公募委員募集等を行い、幅広い人材の登用を図るとともに、他課に対しても男女を問わず幅広い人材の登用を図るよう促す。 	A
			こども課	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進計画評価委員会（女性委員3人/9人中） 子ども・子育て支援事業計画策定委員会（女性委員5人/10人中） 児童館運営委員会（女性委員1人/6人中） 	<ul style="list-style-type: none"> 各委員会において、女性委員の参加を促進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き継続実施していく。 	A
			国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険運営協議会（女性委員3人/7人中） 	<ul style="list-style-type: none"> 約半数が女性委員であり、幅広い意見が聴取できる体制となっている。公募での委員選任ができていないことが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員登用については、可能な限り公募で委員募集を行っていく。 	A
			保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケア推進協議会委員（女性委員3人/9人中） 障がい者自立支援協議会（女性委員5人/10人中） 	<ul style="list-style-type: none"> 当課の所管する協議会や計画策定委員は、障がい者・高齢者福祉事業所や専門家、当事者等が参加するため、性別によって委員を選任することが困難な場合も想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員の選任にあたっては、なるべく男女比に差が生じないように努める。 	A

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
		まちづくり振興課	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画審議会（女性委員2人/10人中） 南風原町景観審議会（女性委員2人/10人中） 幅広い人材の登用を実施したことにより、各専門的な分野からの意見を拝聴することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種審議会、委員会等において、男女にとらわれない様々な意見を取り入れ町民と協働のまちづくりを推進できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も性別にとらわれないよう委員を登用し、様々な意見を取り入れながら、協働のまちづくりを推進していく。 	A
		区画下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 津嘉山北土地区画整理審議会については10名中8名を公募し、女性の応募がなかったが、性別等にかかわらず幅広い委員登用ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い人材の登用を図り、政策・意思決定過程への多様な視点や考え方をまちづくりに反映させるため、引き続き公募を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き公募委員募集等を行い、幅広い人材の登用を図る。 	A
		産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員（女性委員1人/11人中） 農地利用最適化推進委員（女性委員1人/5人中） 人・農地プラン作成事業検討会（女性委員1人/6人中） 	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員、農地利用最適化推進委員は公募後の選考であるが、女性農業者の応募が少ない。 人・農地プランは、公募ではなく農業専門職等が委員となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り公募で委員募集を行い、公募によらない場合であっても女性委員の比率を高めるよう努める。 	A
		学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援委員会（女性委員12人/15人中） いじめ問題対策連絡協議会（女性委員1人/15人中） いじめ防止等専門委員会（女性委員2人/5人中） 	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援委員会及びいじめ防止等専門委員会について、半数以上が女性委員であり、幅広い意見が聴取できる体制となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員の選任にあたっては、なるべく男女比に差が生じないように努める。 	A
		生涯学習文化課	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育委員（女性委員2人/5人中） 公民館運営審議会委員（女性委員2人/5人中） 文化センター企画運営審議会委員（女性委員3人/7人中） 文化財保護委員会委員（女性委員1人/5人中） 町立図書館協議会委員（女性委員4人/5人中） 	<ul style="list-style-type: none"> 各委員会において、女性委員の参加を促進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き委員の選任にあたっては、なるべく男女比に差が生じないように努める。 	A

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
②役場女性職員の管理職等への登用促進	<p>女性職員について、研修などへの積極的な参加を促すとともに、能力のある女性の昇任・管理職への登用、職域の拡大を図るなど、積極的改善措置(ポジティブアクション)の働きかけを行います。</p> <p>また、このような女性職員をサポートするため、多くの職員の理解がある環境を整備します。</p>	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 町職員向けの研修会について、新型コロナウイルス感染症拡大のため、開催には至らなかったが、女性の働きやすい環境づくりのため、改定した第三次男女共同参画計画について、全職員に周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会等により職員への周知を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催に向けて引き続き検討していく。 	D
		総務課	<ul style="list-style-type: none"> 研修等への参加については、男女問わず受講勧奨を実施。 女性職員の管理職への登用については、県内において高い登用率となっており、R5.4.1現在7名（出向含む）となっている。班長以下の女性職員が身近に目標とするロールモデルとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の女性職員の庁内管理職の登用率は、25%であるため、さらなる登用促進を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な女性管理職の庁内講話・研修を通じ、班長以下の女性職員への仕事と家庭の両立支援を促し昇進・昇格に係る動機付けができる環境整備に努める。 	A
③民間事業所・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施	<p>民間事業所や商工会等関係団体、自治会等に対し、女性の登用・女性管理職登用の啓発を図ります。</p>	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 女性の採用・女性管理職登用に關する啓発チラシ・ポスターを窓口に設置し、商工会とも連携して啓発に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の登用・管理職登用の向上を図るため、さらなる啓発が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 町ホームページ等で周知を行う。 	A
		総務課	<ul style="list-style-type: none"> 女性の自治会長 5区/20区。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の女性自治会長は5人で、全体の25%となっていることから、まだ少ない状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 区長会の活動等の周知を行い、連携しながら女性の方が区長・自治会長を目指していける雰囲気作りに努めていく。 	A

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実						
①女性リーダーの育成	各団体や地域等で活動する女性リーダーの育成に向け、国内外の各種研修への派遣や女性リーダー研修の実施、女性のエンパワーメントにつながる生涯学習講座等の実施を図ります。	企画財政課	・「女性の翼」への推薦依頼を各種団体へ行った。	・自己負担が大きいため応募者がおらず推薦できなかった。 ・研修先によって応募者がいない場合がある。	・引き続き、「女性の翼」等の研修に推薦していくとともに、他の研修へも積極的に情報を周知し、参加できるようにする。	C
		生涯学習文化課	・町女性連合会が主催する女性リーダー研修会に対し、研修企画の助言等で支援を行った。 ・コロナ禍だが、会員の要望によりリーダー研修を開催。会員相互の親睦を深め、資質向上を図った。	・コロナの影響により規模は縮小されたが、継続して活動することにより町女性連合会の活性化につなげる事が必要。	・継続して活動することにより町女性連合会の活性化につなげる。	A
②女性団体等交流会の実施と連絡協議会の設立支援	女性団体等交流会を開催するとともに、女性団体の連携を図りながら町女性団体連絡協議会の立ち上げを支援します。	企画財政課	・女性団体等交流会を開催する予定をしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大により交流会を開催することができなかった。	・団体設立には機運醸成の場を設ける必要がある。	・今後は女性団体等交流会を開催し、連絡協議会の設立に向け、機運醸成につなげる。	D
③女性のための講座等の周知・広報	関係機関等が実施する、女性の人材育成講座等に関する情報の周知・広報を行います。	企画財政課	・新型コロナウイルス感染症拡大等により関係機関が実施する講座等の開催が少なくなっており、また、講座等の周知を控えた。	・今後も関係機関が実施する講座等について周知・広報が必要。	・関係機関が実施する講座等について周知・広報を行う。	D
		生涯学習文化課	・性別に関わらず広く募集、男女共同参画の視点に立った学習を推進している。	・様々な地域活動へ町民の参画を促進、男女共同参画の視点に立った学習を推進が必要。	・今後も男女共同参画の視点に立った学習を推進する。	A
④女性起業家への支援	町商工会や金融機関等の関係機関等と連携し、女性起業家育成のための講座の実施、情報提供や相談を行います。	産業振興課	・町商工会と連携し、男女の区別なく創業支援事業計画に基づく創業支援セミナーの実施や創業に関する情報提供、相談対応を行った。	・特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書の交付を行った方が町商工会のセミナー受講者のみであった。他の支援機関で実施しているセミナーについて周知強化が必要。	・コザ信用金庫や一般社団法人アントレプレナーシップラボ沖縄でもセミナーを実施していることについて、窓口、ホームページ等で周知する。	A
⑤SDGsを活用した女性のエンパワーメントの推進	町内の女性団体等に対して、SDGsに関連する活動・セミナー・交流を推進することで、各団体間の連携を促進し、SDGsの活用による女性のエンパワーメントの推進を図ります。	企画財政課	・新型コロナウイルス感染症拡大のため、研修を開催することができなかった。	・女性団体等交流会等の開催により、連携を促進し、エンパワーメントの推進を図る必要がある。	・関係機関と連携し、女性団体等の交流、連携促進のための企画を行う。	D

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進						
① 町民の自治会や各種団体の活動への参加促進	すべての人がともに自治会や各種団体の活動に参加し、多様な考え方が地域づくりや各種活動に活かされるよう、広報や様々な講座等を行い、自治会や各種団体の活動など様々な地域活動への町民の参画を促進します。	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 区長会において各自治会の様々な課題や事例などを協議し、共有することで、老若男女問わず様々な世代の町民が地域の活動に参画しやすい環境づくりに寄与することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会加入率の低下により、自治会活動や地域コミュニティの形成が難しくなっている状況がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会加入率を向上させる取組を検討し、自治会活動のさらなる活性化や老若男女が楽しく安心して生活できる地域づくりに寄与していく。 	B
		企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 南風原高校へ出前講座を開催するなど、町民の地域活動への参画の促進を図った。 出前講座やパネル展等の機会を通して、行政の役割を町民にも共有してもらうことができ、町民との協働のまちづくりに寄与することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 性別や年齢に関係なく、多くの町民が自治会や各種団体などの活動に参加できるよう、男女共同参画に関する周知を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 性別に関係なく、様々な町民に対して、出前講座等を開催し、町民の地域活動への参画を促進し、多様な住民が地域活動に参画できる体制を整えていく。 	C
		住民環境課	<ul style="list-style-type: none"> 資源ごみ集団回収、はえばるエコセンターの環境講座や資源ごみの集団回収は様々な団体が登録しており、集団回収事業に参画しているはえばるエコセンターの運営も女性が運営しており多様な参画を促進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全の取組に興味関心があるのは高齢者・女性・子どもが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> はえばるエコセンターが企画する講座に男性も参画するよう働きかけていく。 	A
		保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 各字（自治会）老人クラブへ活動補助金を助成することにより、自治会活動や様々な地域活動への参画を促進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ここ3年余はコロナ禍で思うような活動ができなかったため、今後は活動が活発化すると思われる。引き続き、活動に対し支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き各字（自治会）老人クラブへの活動補助金を助成し、町社協と連携し様々な地域活動等への参画を促進する。 	A
		教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> 体育協会事業について、コロナ禍による中止が続いていたが、令和4年度は制限付きで再開された。競技参加チームは令和元年度の181チームから135チームへと減少となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 参加チームの増加に向けて、コロナ禍の影響も大きいですが、広報活動や各自治会との連携も必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事前に各自治会へ年間スケジュールを共有し、早めに参加者を募るなど、これまでよりも各自治会との連携を深めて事業を進めていく。 	B
		生涯学習文化課	<ul style="list-style-type: none"> 公民館学級講座の募集においては、性別に関わらず広く募集、男女共同参画の視点に立った学習を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な地域活動へ町民の参画を促進、男女共同参画の視点に立った学習の推進が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も男女共同参画の視点に立った学習を推進する。 	A

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
②社会制度・慣行の見直しと意識づくり	家庭、職場、地域社会などにおける社会制度や慣行(社会通念・習慣・しきたり)について、すべての人が社会の一員として対等な立場で意思決定をし、自らの責任を果たせるようにしていくなど、意識の啓発を図ります。	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間(6/23～6/29)において、パネル展を開催し、社会制度や慣行(社会通念・習慣・しきたり)についての見直しとその意識づくりのための広報・啓発活動を行った。 まじゅんブラン(概要版)に掲載されているマンガを掲載したことにより、町民が興味を引きやすいように掲示できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、広報・啓発活動に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報の手法や広報媒体等について検討する。 	A
③伝統文化・芸能・工芸における男女共同参画への理解促進	伝統的な性別意識・習慣のある伝統文化・芸能・工芸について、性別に偏らず、希望する人が参加できるように促すなど、時代に合った伝統文化・芸能・工芸の保存と継承について理解促進を図ります。	生涯学習文化課	<ul style="list-style-type: none"> 美ら島沖縄文化祭にて「南風原の村踊り」、国立劇場にて「南風原の村遊び」と題し、住民が広く参加できる民俗芸能交流事業を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 各字の民俗芸能保存会と連携し、性別にとらわれず広く文化・芸能を起点とした事業を継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 各字の民俗芸能保存会と連携し、性別に偏らず、希望する人が参加できるよう、文化・芸能を起点とした事業を継続していく。 	A
④防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用	町の地域防災計画や災害時の避難、避難所や被災後の生活での様々な問題を解決するために、女性やその他多様な方々の視点を取り入れたり、防災会議の委員などに登用を図ります。	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 南風原町地域防災計画修正のために南風原町防災会議を組織し、女性委員を1人任命した。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命に関しては、条例で定められているため、女性に限った任命について、多くの委員登用ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性に限った委員登用は難しいが、今後できるだけ女性の登用を図っていくとともに、様々な形で女性の意見を聞く工夫を行う。 	A
⑤第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんブラン～推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実	地域や職域等で男女共同参画や、人権問題等に関する調査、研究などの取組を行う団体の育成を支援し、連携体制の充実を図ります。	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等により女性団体等交流会を開催することができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性団体等交流会等の開催により、連携を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民組織の支援として、女性団体等交流会を開催していたが、令和元年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、交流会の開催が難しくなった。今後は、対面形式の会議だけでなく、Web会議等オンライン開催が可能な検討していく。 	D

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
方針3. 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実						
(1)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶						
①DV・虐待等に関する情報の周知広報充実	<p>配偶者や恋人等からの暴力を根絶するため、DV防止法の周知徹底を図るとともに、ポスター等各種広報媒体を活用し、身体的・精神的・性的暴力などの様々なケースがDVに該当することを周知します。また、関係各課との連携のもと、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法等の周知と合わせ、あらゆる暴力・性犯罪等の根絶に向けた効果的な周知活動を展開します。</p> <p>周知広報は、地域全体に対するもののほか、幼稚園、保育所、学校等といった、子どもに関連する関係機関等へも行います。</p>	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間(6/23～6/29)において、パネル展を開催し、身体的・精神的・性的暴力など様々なケースのDVについて広報・啓発活動を行った。 身体的・精神的・性的暴力などの様々なケースのDVについてのポスター展示を行い、広く町民に広報・啓発活動を行うことができた。 南風原高校への出前講座（11/9実施）により、「男女共同参画社会について」の講座を実施し、デートDVについても周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> パネル展やポスター展示を行い、DV被害について広報・啓発活動を行うことができたが、子どもたちへの周知の機会が少ないことが課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地域全体への様々なDV被害についての広報や啓発活動を行い、児童や学生向けの出前講座等の機会があれば積極的に参加し周知を行う。 	A
		こども課	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待・DV対策等総合支援事業 家庭児童相談員の配置。 家庭児童相談員を配置し、児童虐待、DV等の相談対応。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の認知件数が増加する中、特に面前DVを起因とする子どもへの心理的虐待につながる対応が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者や恋人等からの暴力を受けた者への対応を行いつつ、関係機関へ周知を引き続き行う。 	A
		保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待等について広報紙、ポスター掲示等により周知を図った。 高齢者及び障がい者虐待の相談について適宜対応し、関係機関とも連携を図っている。 障がい者虐待防止に関するパンフレットを窓口を設置している。 町内障がい福祉サービス事業所等を対象とした「障害者虐待防止研修会」を開催した。（2/24） 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化社会の到来や社会情勢の変化により、様々な生活様式の中で高齢者や障がい者が生活しており、抱える問題も複雑化・多様化しているが、どの分野においてもマンパワー不足が課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者及び障がい者虐待防止等について、引き続き周知を図っていく。 虐待案件が発生した際は、関係機関や専門家等とも連携し、迅速に対応する。 虐待防止研修会等を継続的に開催する。 	A
		学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 小学3年生以上の児童・生徒に対し保健体育の時間を活用して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み等長期休業前に、性に関する指導を行うと共に、保護者向けの講話を行うことも必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健師等専門的立場にある方を講師として招聘し、児童生徒だけでなく保護者向けの講話も実施する。 	A

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
②DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実	男女を問わずDVや虐待も含めたあらゆる暴力の防止と被害者の保護を図るため、関係機関等による相談窓口の周知を行います。 なお、役場内においては、女性相談員の増員を図るなど、プライバシーに配慮した相談窓口の充実を図ります。また、学校においても、児童虐待の相談先の周知を行います。	企画財政課	・町ホームページやパネル展において相談窓口一覧を掲載し、DVやあらゆる性暴力の防止と被害者のための相談窓口についての情報提供を行い、広く町民に広報・啓発活動を行うことができた。	・相談窓口等について、情報が必要な人に情報提供ができるよう、効果的な広報媒体の検討が必要。	・引き続き男女共同参画週間のパネル展とホームページ等で相談窓口一覧を掲載するとともに、その他関係機関やSNS等による情報提供を行う。	A
		こども課	・児童虐待・DV対策等総合支援事業 家庭児童相談員の配置。 ・家庭児童相談員を配置し、児童虐待、DV等の相談対応。	・児童虐待の認知件数が増加する中、特に面前DVを起因とする子どもへの心理的虐待につながる対応が課題。	・配偶者や恋人等からの暴力を受けた者への対応を行いつつ、関係機関へ周知を引き続き行う。	A
		学校教育課	・要保護児童対策地域協議会やケース会議への参加、サポート会議の開催を行い、関係機関との連携を図っている。	・担当者が変わる際の引継を確実にを行う必要がある。	・学校や関係機関との連携を密にするとともに、担当者間の引継を確実に行う。	A
③保育、教育関係者へのDV・虐待等に関する研修機会等の確保	保育士や教職員等、乳幼児や児童生徒等の関係者に対し、DVや虐待防止の研修機会等を設け、意識の向上を図ります。	こども課	・児童虐待・DV対策等総合支援事業 家庭児童相談員の配置。 ・家庭児童相談員を配置し、児童虐待、DV等の相談対応。	・児童虐待の認知件数が増加する中、特に面前DVを起因とする子どもへの心理的虐待につながる対応が課題。	・配偶者や恋人等からの暴力を受けた者への対応を行いつつ、関係機関へ周知を引き続き行う。	A
		学校教育課	・生徒指導主任・教育相談担当者連絡会等において、虐待防止等に関する情報の提供を実施。	・情報提供のみならず、事例を通じた研修会の開催。	・虐待防止等については、関係機関との連携を図りながら、教職員向け研修会を開催する。	A
④要保護児童等対策地域協議会の充実	DVや各種虐待の防止、被害者への適切な対応に向け、要保護児童等対策地域協議会の強化を図るため、協議会の定期的な開催、関係課や関係機関等との連携を強化し、様々な事例に迅速対応を図ります。	企画財政課	・要保護児童等対策地域協議会へ参加し、各関係機関と意見交換や情報共有を行い連携を図った。 ・各関係機関と意見交換や情報共有を行うことができ、連携強化を図ることができた。	・引き続き、要保護児童等対策地域協議会へ参加し、関係機関と情報共有を行う。	・要保護児童等対策地域協議会へ参加し、意見交換や情報共有を行う。	A
		こども課	・児童虐待・DV対策等総合支援事業 家庭児童相談員の配置。 ・家庭児童相談員を配置し、児童虐待、DV等の相談対応。	・要保護児童等対策地域協議会の強化を図るため、関係機関との連携が重要。特に教育機関との連携は必須である。	・要保護児童等対策地域協議会と教育委員会主催によるサポート会議との連携を含めて、引き続き関係機関との連携を強化していく。	A
		保健福祉課	・要保護児童等対策地域協議会の主管課であるこども課を中心に、関係機関と連携して対応・対策に努めている。	・社会情勢の変化により、様々な生活様式の中で高齢者や障がい者が生活しており、抱える問題も複雑化・多様化している。どの分野においてもマンパワー不足が課題となっている。	・関係部署及び関係機関が連携し、迅速に問題解決に取り組んでいく。	A

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
		学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会やケース会議への参加。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当者が変わる際の引継を確実にを行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校や関係機関との連携を密にするとともに、担当者間の引継を確実にを行う。 	A
⑤一時保護施設(シェルター)へのつなぎ支援	関係機関等との連携・調整を行う間、保護が必要な人を一時保護施設(シェルター)につなぎ、利用が必要な人への対応を行います。	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童等対策地域協議会へ参加し、各関係機関と意見交換や情報共有を行い連携を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 直接の相談が多くないため、相談があった際の情報共有ルートの検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護者が相談に来た際には担当課へ迅速に情報共有を行う。 	A
		こども課	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待・DV対策等総合支援事業 家庭児童相談員の配置。 家庭児童相談員を配置し、児童虐待、DV等の相談対応。 	<ul style="list-style-type: none"> 南部福祉事務所内の南部配偶者暴力相談支援センターと連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 南部福祉事務所内の南部配偶者暴力相談支援センターと連携を図り、引き続き保護対象者の一時保護等の対応を行って行く。 	A
⑥住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施	DV及び虐待加害者が住民票の写し等を不当に請求し、被害者の住所を探索することを防止するため、被害者からの申し出により支援措置を講じます。	住民環境課	<ul style="list-style-type: none"> DV及び虐待加害者が住民票の写し等を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止するため、被害者からの申し出により支援措置を講じた。また支援措置の継続や終了をする方の確認も事前に行い、手続きの案内を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援期間終了間近の申請者が、継続や終了等の手続きの遅れが多いので手続きの案内を早めにするようにしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民環境課窓口へ来庁した場合は担当者まで連絡してもらうよう連携を図る。 	A

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援						
①住民健診・がん検診の充実	<p>すべての人が生涯にわたって心身共に健康に過ごせるよう、住民健診やがん検診などの保健事業を充実します。特に、女性については、妊娠・出産期の健康管理をはじめ、婦人がん検診の実施及び特定の年齢に達した女性に対する子宮頸がん・乳がん検診の受診啓発を継続するなど性差に応じた支援を図ります。</p> <p>また、住民健診や婦人がん検診などの重要性について若い世代への周知をさらにを行い、受診率向上を目指します。</p>	国保年金課	<p>【住民健診・がん検診の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別医療機関での健診のほか、年11回（うち日曜健診4回、ナイト健診1回）集団健診を実施することで、受診機会の充実を図った。 <p>【女性特有のがんへの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん・乳がん検診の実施。 <p>対象者へ無料クーポンを配布することで、女性特有のがんの検診の受診啓発を実施。その他、母子保健事業実施時にも必要に応じて検診受診の啓発等を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性特有のがんの受診率が20%前後であり、受診率の低いことが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やHP、LINE等を活用し各種健(検)診の受診啓発を実施するとともに、受診券のオンライン再発行依頼や集団健診のオンライン予約の実施等、受診しやすい環境の整備を行う。 	B
②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の理念について普及を図るため、情報提供を行います。</p>	国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談等においてリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念に基づいた相談や指導を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の不調・子どもの発育等の相談に対し関係機関に繋ぐことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね実施できていた。 	A
③妊娠期からの切れ目のない支援の推進	<p>妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に応じた相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」を中心に、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、親子健康手帳発行時の保健指導、栄養指導をはじめ、妊娠出産に関する健康相談、産後ケア、保健指導、栄養指導等、母子保健サービスを推進します。</p>	こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策事業 元気支援員の配置、こどもの居場所及び若年妊産婦居場所の運営 居場所運営による対象者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・若年妊産婦の認知から継続的な支援につなげていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、居場所におけるサポート体制は、若年妊産婦のニーズに沿った形で進めていく 	A
		国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・親子健康手帳発行時に保健指導、栄養指導や情報提供を実施し、安心して出産できる体制づくりを行った。また、妊産婦訪問、新生児訪問についても時期をみながら保健指導、栄養指導を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・低出生体重児の割合を減少させるための母親の生活習慣病予防など、予防の観点での取組が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防の保健指導・栄養指導の充実を図る。 	A

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
(3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備						
①高齢者が安心して暮らせる環境の充実	<p>すべての人が、高齢になっても介護を必要とせず、生きがいを持って暮らせるよう、生きがい活動の機会の確保や参加促進、就労支援、介護予防事業の充実を推進します。</p> <p>また、高齢者の性別や生活実態・ニーズを踏まえた包括的なケア体制充実を図ります。</p>	保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の水中運動教室、筋力トレーニング教室、運動機能向上事業等を実施。 ・コロナ禍ではあったが、地域ミニデイ、中央型ミニデイ、介護予防サポーター養成講座等を適宜開催。 ・介護予防事業として毎年、短期集中サービスC（筋力トレーニング教室、水中運動教室）、一般介護予防通所事業、高齢者筋力トレーニング事業、操体教室実施。 ・令和3年度からノルディックウォーキング、ヨガ教室を開催。 ・自分のペースで運動できる「ちゃーがんじゅう元気プロジェクト」を令和3年度から実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種運動教室等については、検診結果等に基づいた指導・助言の徹底を図る。 ・「ちゃーがんじゅう元気プロジェクト」は自身で運動の大切さに気づき自ら運動を始めるきっかけづくりとなるイベントであるため、より多くの参加者が参加できるよう周知徹底に努めたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検診結果等に基づいた指導・助言を徹底するためのわかりやすい資料を作成する。 ・「ちゃーがんじゅう元気プロジェクト」は、横断幕の早めの設置などより良い周知方法を検討する。 	A
		産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用サポートセンターを運営し、高齢者への就労支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢制限のない（高齢者も可能）求人募集が少ないため、雇用サポートセンターの周知が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページ等で周知を行う。 	B
②障がい者が安心して暮らせる環境の充実	<p>障がいを理由とする差別の解消の観点から、すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合い、共に生きる地域づくりを推進します。</p> <p>また、障がい者の性別、年齢、障がいの特性及び生活実態等に応じ、個別的な支援の必要性を踏まえたきめ細かい支援を図ります。</p>	保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者自立支援協議会の開催及び部会の定期的開催。 ・障がい福祉サービス事業所資源マップ作成。 ・南風原高校で出前講座（11/9）。 ・障害者週間イベントとして、町内のスーパーで障害者就労支援事業所製品販売会実施（12/3～12/9）。 ・障がい者福祉施設に参加していただき、障がい者スポーツのポッチャを南風原町版にアレンジした「か・ポッチャグランプリ」を開催。 ・障害者週間パネル展示実施。 ・手話に関するパネル展実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍ではあったが、町社協や町内障がい者福祉サービス事業所等関係機関の協力により、様々な取組を実施することができた。しかし、行政も含めどの事業所等もマンパワー不足で調整等に時間を要した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町と町社協、各事業所等が連携して様々な取組を実施しているが、引き続き連携を密にして対応していく。 	A

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
(4)生活上の困難に直面するすべての人への支援						
①生活困窮世帯への自立支援	生活困窮世帯の自立支援を図るため、生活困窮世帯への自立相談支援や就労準備支援などについて、パーソナルサポートセンター南部と連携を取りながら進めます。	こども課	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭総合支援拠点事業 児童虐待・DV対策等総合支援事業 社会福祉団体育成事業 家庭児童相談員、CSWの配置 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待・DV等の各種相談に対応、今後も一層の連携が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、虐待・DV等の各種相談に対応し、今後も一層の連携を行って行く。 	A
②ひとり親家庭への支援・自立の促進	母子父子家庭医療費助成事業の継続実施により、ひとり親家庭の負担軽減を図ります。 また、母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関等との連携のもと、自立に向けた生活就労支援や相談事業などの支援策の実施を図ります。	こども課	<ul style="list-style-type: none"> 母子父子家庭医療費助成事業 母子父子及び児童について、医療費助成を行う。 医療費助成の他、母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関等との連携のもと、自立に向けた生活就労支援や相談事業などの支援策の実施を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関等との連携を強化していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関等との連携を強化していく。 	A
③子どもの孤立(貧困)の防止に向けた支援の充実	教育委員会を含む各関係機関等と連携し、子どもの居場所事業により孤立している子ども達やその世帯の支援を行います。	こども課	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困対策事業 元気支援員の配置、こどもの居場所及び若年妊産婦居場所の運営 居場所運営による対象者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 孤立している児童や当該世帯への継続的な支援につなげていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、居場所におけるサポート体制は、児童や当該世帯のニーズに沿った形で進めていく。 	A
④若年妊産婦に対する支援の充実	保健師や助産師と連携しながら、若年妊産婦への専門的な助言・指導による産前からの切れ目のない支援を行うとともに、生活困窮世帯の若年妊産婦に対して、安全安心な居場所を提供し、人とつながり、社会とつながる機会を作りながら寄り添い支援を行います。	こども課	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困対策事業 元気支援員の配置、こどもの居場所及び若年妊産婦居場所の運営 居場所運営による対象者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 若年妊産婦の認知から継続的な支援につなげていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、居場所におけるサポート体制は、若年妊産婦のニーズに沿った形で進めていく 	A
		国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> 親子健康手帳交付時の届出内容や問診、面談等を通してスクリーニングを行い、こども課等へ繋げた。 	<ul style="list-style-type: none"> 転入等の住民異動に伴う若年妊産婦の把握等に課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携を密に行い、若年妊産婦の把握に努める。 	A
⑤若年期の自立支援に向けた周知・広報	働く自信がないなどの悩みを持つ若者の自立支援を図るため、支援プログラムの作成や社会的自立・経済的自立の支援を行う「地域若者サポートステーション」の紹介を行います。	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> チラシを窓口を設置し、紹介に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域若者サポートステーションのさらなる周知が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 町ホームページ等で周知を行う。 	B

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
方針4. 仕事と生活における男女共同参画の推進						
(1)ワーク・ライフ・バランスによる男女共同参画の推進						
①仕事と生活の両立支援と働き方の見直し	男女共同参画週間に「町民ホール」や「南風原ギャラリー」でワーク・ライフ・バランスについてのパネルを展示し、仕事と生活の調和が保たれるよう、働き方の見直しについて啓発を図ります。	企画財政課	・男女共同参画週間(6/23～6/29)において、パネル展を開催し、ワーク・ライフ・バランスについての周知・啓発を行った。	・パネル展以外にも引き続き、広報・啓発活動に取り組む。	・関心を持ってもらうようなパネル展となるよう工夫する。	A
②子育て支援の充実	仕事と子育ての両立や、子育てが安心してできる環境を整備するため、病児・病後児保育等の多様な保育サービス、幼稚園での預かり保育、学童クラブの充実、認可外保育施設への支援等を図ります。 また、子育て支援センターの周知に努め、地域への子育て支援を図るとともに、男性の参加促進を働きかけます。	こども課	・子ども子育て支援事業 病児保育、学童クラブ、子育て支援センターへの支援事業 ・子育て世帯への継続的な支援	・仕事と子育ての両立支援の為に、当該世帯の多様なニーズに応じていく。子育て支援センターでの男性の参加促進を図ってきた。	・引き続き、仕事と子育ての両立支援の為に、当該世帯の多様なニーズに応じていく。子育て支援センターでの男性の参加促進を図っていく	A
③介護サービス等の充実	仕事と介護の両立や、介護負担を軽減できる環境を整備するため、介護サービスの充実を図るとともに、地域で高齢者や障がい者を支援するボランティア等の育成・支援を図ります。 また、男性の介護参加を促進し、男女が共に介護を担っていくように働きかけます。	保健福祉課	・地域ケア会議を通して、サービスの充実を検討した。また、介護予防サポーター養成講座を開催した。認知症カフェを開催し、認知症の本人、家族のサポートを図った。 ・町内小学校で認知症の人を支援する認知症サポーター養成講座を開催した。 ・地域型ミニデイサービス、操体教室など地域の公民館で交流や健康づくりの事業をボランティアの協力により実施している。	・ここ3年余はコロナ禍で、大勢が一同に会する事業の実施ができなかった。	・今後は、介護等に関する講演会等の実施により、町民への周知を図っていく。	A
④男性に向けた各種研修会、講座等の開催	家事・育児を分担するきっかけづくりとして、男性を対象とした各種研修会や講座等を実施し、男性が家事・育児を分担する意識を促します。	生涯学習文化課	・公民館学級講座の募集においては、性別に関わらず広く募集、男女共同参画の視点に立った学習を推進している。	・様々な地域活動へ町民の参画を促進、男女共同参画の視点に立った学習の推進が必要。	・今後も男女共同参画の視点に立った学習を推進する。	A
⑤マタニティ教室や両親学級等への父親の参加促進	マタニティ教室や両親学級への父親の積極的な参加を促し、出産から育児について両親でともに分かち合い、支え合っているように努めます。	国保年金課	・新型コロナの影響で本事業は中止したが、代替策としてパンフレットを作成し、親子健康手帳交付時の保健指導等で配布し、家庭でも確認できるよう取り組んだ。	・新型コロナウイルス感染症の影響で本事業の実施がなかった。	・個別的な相談支援等、様々な機会を通して父親の参加を促していく。	A

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
⑥「家庭の日」の普及・啓発	各家庭でともに過ごす時間を持つように心がけることを推進するため、「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及運動の周知や、児童生徒に対し絵画・ポスターコンクールへの応募を働きかけます。	生涯学習文化課	<ul style="list-style-type: none"> 町子連会議時に各支部子ども会や、PTA支部懇談会開催時などあらゆる機会を通して「家庭の日」の周知を図った。 家庭の日の周知により、家族がともに過ごす時間を持つことのきっかけ作りができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 各子ども会やPTA支部懇談会等の参加者へ周知が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して周知を図っていく。 	A
		学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 校長教頭連絡会や各学校便り等で周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ともに過ごす時間を持つために、各家庭への啓発。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等と連携を密にし、「家庭の日」についての周知を図っていく。 	A
⑦家庭学級の推進	各小・中学校PTAが中心となり開催する「家庭教育学級」に父親も参加できるような環境づくりに努めます。併せて、男女共同参画をテーマにした学習機会の創出も働きかけます。	生涯学習文化課	<ul style="list-style-type: none"> 町子連会議時に各支部子ども会や、PTA支部懇談会開催時などあらゆる機会を通して「家庭の日」の周知を図った。 家庭の日の周知により、家族がともに過ごす時間を持つことのきっかけ作りができた。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナの影響により、開催数や参加人数が減少したが「家庭の日」の周知、家族がともに過ごす時間を持つきっかけ作りができた。今後も継続して活動を続けていく 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン開催など工夫して活動を続けていく。 	A

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
(2) 職場における男女平等の実現						
①男女の均等な雇用機会等の確保	<p>職場において、採用・昇進・配置・研修等で、性別によって不利な扱いを受けることがないように、事業所等への男女雇用機会均等法の普及・啓発を行います。</p> <p>また、パートタイム労働者、契約社員、派遣社員等の適切な処遇・労働条件の改善に向けて、「パートタイム有期雇用労働法」（令和2年<2020年>4月より施行）の普及・啓発を図ります。</p>	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の女性職員の管理職登用については、7人（出向含む）で、県内において高い登用率となっている。また、職員の研修等の参加については、男女問わず受講勧奨を実施している。 会計年度任用職員へパートタイム有期雇用労働法に基づき労働条件・説明義務を行っている。また、職務に応じた賃金体系になるよう県内市町村との均衡を図るよう努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の女性職員の庁内管理職の登用率は、25%であるため、さらなる登用促進を図る必要がある。 引き続きパートタイム有期雇用労働法に基づいた就労環境の整備及び普及・啓発を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 採用・昇進・配置・研修等、性別で不利な扱いを受けることがないように引き続き、取り組んでいく。 引き続きパートタイム有期雇用労働法に基づいた就労環境の整備及び普及・啓発を行う。 	A
		企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間(6/23～6/29)において、パネル展を開催し、パワー・ハラスメント防止等についての広報・啓発活動を行った。 「パートタイム有期雇用労働法」についての周知については町HPへの掲載ができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> パネル展以外の普及啓発についても検討する。また、「パートタイム有期雇用労働法」について周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、職場において労働者が不当な取扱いを受けないように、SNS等も活用し情報を周知する。また、「パートタイム有期雇用労働法」の普及・啓発を図る。 	A
		産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」や「パートタイム有期雇用労働法」に関するチラシ・ポスターを窓口を設置し、商工会とも連携して啓発に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令の周知のため、さらなる取組が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 町ホームページ等で周知を行う。 	A
②各種ハラスメント対策の周知	<p>誰もが働きやすい職場環境としていくため、事業主に対し、職場の各種ハラスメント対策として雇用管理上講ずべき措置の周知を行い、認識の向上や適切な対処体制の構築等を促進します。</p>	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 職員及び会計年度任用職員へ県人事委員会・沖縄労働局においてハラスメントを含めた苦情相談窓口の案内（4/6）及び町職員ハラスメント防止規程（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメントを含めた一部改正）を周知し、職場環境の充実を図った（6/8）。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き各種ハラスメント防止の周知に加え、研修等を勧奨するなど認識の醸成を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 県市町村研修センターが行うハラスメント研修の積極的な受講勧奨を行う。 	A
		産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ハラスメントに対する認識の向上や適切な対処に関するパンフレット等を窓口を設置し、商工会とも連携して啓発に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種ハラスメント対策の周知やハラスメントに対する認識の向上のため、さらなる取組が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 町ホームページ等で周知を行う。 	A

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
③働く女性への妊娠中・出産後の配慮	女性労働者が妊娠中・出産後において健康で働きやすい職場づくりを目指すとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いを受けないよう、啓発を行います。	総務課	・職員及び会計年度任用職員への産休・育休制度の周知を図り、希望する職員に対して、取得できる環境整備に努めた。	・令和4年度の機構改革において、各部署において職員配置計画が示されたことから、適正な職員配置を推進する必要がある。	・財政状況を見ながら、計画的な職員配置を行い、超勤時間の多い部署の改善を図る。	A
		産業振興課	・妊娠中・出産後の女性が働きやすい職場づくりや妊娠や出産を理由とする不利益な取扱いの禁止に関するパンフレット等を窓口を設置し、商工会とも連携して啓発に努めた。	・妊娠中・出産後の女性が働きやすい職場づくりや妊娠や出産を理由とする不利益な取扱いの禁止の周知について、さらなる取組が必要。	・町ホームページ等で周知を行う。	A
④育児・介護を支える職場環境の整備	仕事と家庭生活の両立に向けて、事業所に対し育児休業制度や介護休業制度の導入を働きかけるとともに、男女ともに育児休業・介護休業等が取得しやすい環境づくりを促進します。	総務課	・仕事と家庭の両立支援に向けて人事院規則改正に伴う育児休業・介護休業制度の条例改正を行い、職場環境の充実を図った。	・男性の育児休業の割合が少ないことから、仕事と家庭の両立支援を行い、職場環境の充実を図る必要がある。	・男性職員への育児休業制度の周知を行い、取得率向上に向けて勧奨を行う。	A
		産業振興課	・育児休業や介護休業制度に関するパンフレット等を窓口を設置し、商工会と連携して啓発に努めた。	・育児休業や介護休業制度に関する啓発のため、さらなる取組が必要。	・町ホームページ等で周知を行う。	A
		企画財政課	・役場及び商工会窓口においてチラシ・パンフレット等を設置し、周知・啓発を行った。町広報誌及びHPへの掲載はできなかった。 ・チラシ・パンフレット等を閲覧した町民・事業者への意識向上を図ることができた。	・働く女性への妊娠中出産後の配慮についてさらなるPRを行っていく必要がある。	・パネル展や町ホームページ等による広報活動を行う。	B
⑤就労環境改善の啓発	就業環境の改善を図るため、労働時間等設定改善法、最低賃金等について町内事業所への広報・啓発を行います。 厚生労働省のイクメンプロジェクトサイトについて周知を図るなど、職場における父親の働き方の見直し、育児参加に関する啓発を行います。 また、仕事と生活の調和について事業所への啓発を行います。	産業振興課	・労働時間等設定改善法、最低賃金や男性の育児参加に関するパンフレット等を窓口を設置し、商工会と連携して啓発に努めた。	・イクメンプロジェクトサイトの周知ができなかったため、周知を行う。	・町ホームページ等で周知を行う。	B

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
⑥女性の再就職支援に向けた情報提供	出産後の女性の雇用について、関係機関等との連携のもと、就職情報や講座に関する情報提供等を図ります。	企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・役場及び商工会窓口においてチラシ・パンフレット等を設置し、周知・啓発を行った。町広報誌及びHPへの掲載はできなかった。 ・チラシ・パンフレット等を閲覧した町民・事業者への意識向上を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働く女性への妊娠中出産後の配慮について更なるPRを行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展や町ホームページ等による広報活動を行う。 	B
		産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・女性就業・労働相談に関するパンフレット等を窓口に設置、町ホームページに掲載をし、情報提供を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、女性の雇用について町民へ情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、女性の雇用について町民へ情報提供を行う。 	A
⑦厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録	厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録し、随時、情報が取得できる体制をつくり、広く町民へ情報提供を行います。	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省のポータルサイト「OnePublic」へ登録を行い、随時、国からの情報を取得し、町民へ情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き町民へ情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「OnePublic」に登録を行い、町民へ情報提供を行う。 	A
⑧働く男女の健康管理対策の実施	長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保や職場における健康管理を進めるとともに、事業所等への啓発を図ります。	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック・職場健診の受診及びストレスチェックの受検の勧奨及び産業医による休職者・メンタル不調者の面談をプライバシーに配慮しながら実施した。 ・令和2年度から時間外勤務の上限設定を実施しており、人間ドック等の受診勧奨等を併せて行うことで、職員の長時間労働健康管理や健康維持に寄与することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック後の高ストレス者で産業医面談等を希望しない職員に対して積極的な勧奨が必要。 ・安全衛生委員会を開催できなかったことから、早期に開催し、さらなる職場環境の整備を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き時間外勤務上限設定や職場健診、ストレスチェックの勧奨・実施による現状を把握し、長時間労働の抑制・メンタル不調の低減に努め、職員が心身ともに充実した状態で就業できるよう職場環境作りを行う。 	A
		産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスや健康管理に関するパンフレット等を窓口に設置し、商工会と連携して啓発に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスや職場における健康管理について事業所等への啓発のため、さらなる取組が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページで周知を行う。 	A
⑨家族従業者への支援	農業などにおいて女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるよう家族経営協定の確立の普及を、関係機関等と連携して普及・促進します。	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定 ・家族間において協定を組むことで農業経営へ参画可能となる。 ・新規就農者において制度の案内を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる新規家族経営協定者の増加に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象農家へ案内を行い家族経営協定の周知を図る。 	B

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
方針5. 多様性の視点を踏まえた平和への貢献と多文化理解の推進						
(1) 平和の継承と発信						
① 平和特別授業の開催等の取組や平和学習の推進	平和教育において「南風原文化センター」での戦争・平和に関する講話や展示会、学校に向いての特別授業を実施し、平和の大事さや女性の視点での戦争被害や平和への思いを伝えるなど、平和学習の機会を充実します。	生涯学習文化課	<ul style="list-style-type: none"> 学校コーディネーターと連携し、各小中学校に向いて、戦争・平和に関する授業を行った。 第89回企画展「復帰50周年 私たちが「日本」に帰ったとき」、第90回企画展「声をひろう人-モノを通した戦死者との対話-」を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄戦から年月が経過し、戦争体験者から直接話しを聞く機会を設けることが難しくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体や団体等と連携し、沖縄戦や平和について情報収集を行うとともに、新たな学び方の工夫に努める。 	A
② 家庭・地域における平和教育等の推進	南風原文化センターや沖縄陸軍病院南風原壕群を活用した平和教育及び女性の視点での平和教育の機会確保を図るとともに、南風原平和ガイドの会の育成・支援、平和ガイドとして町民の参画を促進します。	生涯学習文化課	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナによる壕見学の制約の一部を解消し、個人見学に限り20号壕内の通りぬけ見学を実施した。 見学者数は、新型コロナの影響が徐々に解消されたこともあり、4,427名に増加した。一方で、コロナ禍以前と比較すると、見学者数は50%程度に留まる。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナの緩和により、制限をかけていた壕の公開方法について、コロナ以前の壕のみの見学に加え、周辺戦跡の見学を加味した見学行程を再考していく必要がある。 壕の案内をする平和ガイドに高齢世代が多く、今後も継続した案内・公開について検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 壕管理人室を拠点とした、壕周辺戦跡の見学コースの検討及びガイドの配置を行っていく。 平和ガイドについては、子ども平和学習交流事業の卒業生などに呼びかけ、若い世代の平和ガイドの養成を実施していく。 	A
③ 平和事業の活動拠点を活かした事業の充実	子ども平和学習事業の充実と、そのOB達からなる「アオギリ.com」及びその下部組織の「南風原ユース」の組織強化などを通し、継続した平和学習と実践的な活動の拡充に取り組みます。	生涯学習文化課	<ul style="list-style-type: none"> 町内4小学校6年生8人が学校長から推薦され、事前学習・本研修・報告会等を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 各組織の活動を活かした平和事業の検討をしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 例年通りの参加児童（6年生）と本事業のOBを結び、若者の新しい感性で、平和を考える企画、戦争の歴史と向かい合う機会を作っていく。 	A

第三次南風原町男女共同参画計画評価シート

実績の評価（達成度の自己評価） A：75%～100% B：50%～74% C：25%～49% D：0%～24%

施策名	取り組み内容	担当課	実施事業名称・内容・取り組み	取り組みの改善点（課題）	課題への対応策（案）	評価
(2) 多文化理解の推進						
①国際交流事業の充実	町内の中学生をハワイとカナダへ交互に派遣し、海外の文化や現地生活の体験を通して、外国における家庭や学校生活での男女の役割分担を学ぶなど、多文化理解を深め、広い視野を持った豊かな人材を育成します。	生涯学習文化課	・新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止	・派遣事業への参加者の人材活用の方策を検討していく。	・今後も町内の中学生をハワイとカナダへ交互に派遣し、海外の文化や現地生活の体験を通して国際理解を深め、広い視野を持った豊かな人材の育成に努める。	D
②海外で活躍している県系人との交流の実施	海外移住者子弟研修生受け入れ事業等を行い、沖縄県や南風原町から海外へ移住した人と交流することで、現地での女性の置かれている現状を把握するなど、互いの理解を深め、多文化理解の向上を図ります。	生涯学習文化課	・10月から11月の期間にブラジルから研修生1人を受入れ、空手・三線等の研修で沖縄の文化に触れた。また、世界のウチナーンチュ大会（はえばる交流会）やその他イベントを通して、本町在住の身内の方々や町民との交流を図ることができた。	・派遣事業への参加者の人材活用の方策を検討していく。	・受け入れ事業・派遣事業の参加者を中心にリモート等で交流会を行い、町内在住・海外町人会等と継続した関係性を保っていく。	A
③多文化理解を深められる機会の創出	海外展の開催や町内外に在住する外国人と交流するイベントなどを開催することで海外を身近に感じ、多文化理解を深められるような取組を充実させます。	生涯学習文化課	・インド（インパール）からの学芸員研修生を受入れ、平和を発信する資料館としてのつながりを築くことができた。	・各国の各分野での取組について情報収集を行う必要がある。	・これまで携わってきた方々や団体等と継続的な繋がりを保ちながら、新たな繋がりに結びつく情報収集等に努めていく。	A
		学校教育課	・外国語や外国語活動等を通して、国際理解について学ぶとともに、外国人との交流等を通して異文化に触れる機会を設定。	・幼稚園での活動において、限られた期間での実施となっているので時間増が求められている。	・国際理解教育に基づき、異文化理解や国際理解について学ぶ機会を設定し取り組む。	A